

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷九十第

行發日一月二十年三十正大

論叢

營業税の不公平可能……………法學博士 神戸 正雄
 獨占の本質……………文學博士 高田 保馬
 道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

時論

在滿朝鮮人の現状と其の救濟策……………法學博士 末廣 重雄
 食糧問題と朝鮮の米作……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

リカアドの價值論に就て……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

我國に於ける正貨の増減と金融繁閑との關係……………經濟學士 小川 福太郎
 近世の農家經濟……………經濟學博士 本庄 榮治郎

附錄

本誌第十九卷總目錄

在滿朝鮮人の現状と其の救済策

末 廣 重 雄

去る大正八年齋藤朝鮮總督赴任以來、内鮮人の一視同仁差別撤廢、憲兵制度の廢止、言論の自由を標榜し、寺内總督時代の武斷政策を棄て、文化政策を採るやうになつたと云はるゝけれども、實際行ふところは、根本に於て寺内總督時代と太して異なるどころがない。一視同仁差別撤廢は不徹底であり、憲兵制度は廢止になつたけれども峻嚴なる警察制度が之に代はり、言論の自由は有名無實であるから（現状の下に於ては已むを得ないこともあらうけれども）、總督政治に對する朝鮮人の不平不満は依然として緩和されぬやうである。しかも、現状のまゝに進み行かば朝鮮の形勢は年を追ふて悪化し、内鮮人融和が益々困難となる虞がある。それには種々原因がある

が、其の一は朝鮮に高等遊民の激増することである。

聞くところによれば、最近印度に於て高等教育を受くる者は年々増加するけれども、卒業後就職の出来る者は甚だ少ない。官界のみならず、實業界に於ても地位を得ることは中々困難であり、幸に就職しても英國人に比べて薄給であるのに、彼等の生活費は印度に於ける生活の向上と物價の騰貴に伴ふて増加したから、多數者は激しき生活難に襲はれて、其の結果英國に對して怨嗟の聲を發し、其の支配を呪咀することになるのである。印度に於て軌近革命運動が熾盛であり、謂はゆる印度の不安が深甚となる根本原因の一は實に此に在ると云はるゝ。埃及に於ても、一八八二年以後英國の保護の下に政治は大に改善せられ、埃及人の物質的幸福は往昔に比べて頗る増進せるにも拘はらず、英國人が埃及の官界や實業界に於て重要な地位を獨占するによつて生じたる知識階級の不満は、爆發して英國の保護政治打破の叫びとなつた。此等知識ある遊民の指導、煽動の下に、獨立運動が燎原の火の如く擴がり、最近英國をして埃及の獨立を承認するの餘儀なきに至らしめた。

朝鮮に於ても印度又は埃及に於けると同様、上述の如く我國の統治に對して種々不平不満あるを免れないが、其上に朝鮮又は内地の學校は、年々歳々、朝鮮人にして新教育を受けたる者を社會に産出し、そして其の多數に對しては就職の門戸が閉鎖されてゐるから、彼等の胸中の不平は

不穩なる氣勢を醗釀し、過激なる陰謀を生み出すのである。朝鮮に獨立運動の起つたのは米國大統領ウィルソン等の唱道したる民族自決主義に感染眩惑したのみではなく、實生活に於て所を得ざるが爲めに生ずる不平に刺激せらるゝところが尠くないのであるから、内鮮人融和のためには、拔本塞源の方策を講せねばならぬ。姑息なる政策を以て一時を糊塗するの不可なることは、殷鑑遠からず印度及び埃及に在るのである。

二

一千七百萬の朝鮮人に對する統治が其道を得ると否とは、實に我國の盛衰存亡に及ぼすところ大なるものがあるが、更に在滿八十萬の朝鮮人に對する政策は、之と關聯して忽略に附すべからざる重大問題である。此等の朝鮮人は、或は生活難の爲め朝鮮以外に幸福なる新天地を求めんとし、或は總督政治に不満なるの故を以て其の支配より免れんとし、或は其他種々なる動機に促がされて朝鮮を去つて滿州に移住したのであるが、此等の多くは農業殊に小作人として水田耕作に従事して平和なる生活を營み、朝鮮獨立とか民族自決とかは全く眼中にない良民である。けれども、若し彼等の生活状態にして安定を得なければ、遂には自暴自棄の餘り不良朝鮮人の仲間入りとなし、或者は朝鮮内の同志の徒と提携して獨立運動を爲し、總督政治に對する脅威となるであらう。朝鮮治安の維持のためには、在滿八十萬人の朝鮮人に生活の安定を與ふることが喫緊事と

なるのである。

是に於て滿鮮の日本官民間に在滿朝鮮人の保護が屢次問題となり、彼等に生活の安定を與ふるには、第一に生命財産の保護の爲め警察力を増加すること、第二に福利増進の爲めに金融教育救療の施設を完備することの必要なることを力説する者が少くないけれども、其の實行は中々容易でない。現在のところでは、在滿朝鮮人を保護し、其の生活の發展向上を助長する施設の頗る不完全であることは何人も之を認め、大に遺憾とするところである。

先づ在滿朝鮮人の生命財産の保護に就て考ふるに、支那官憲の勢力は極めて微弱であつて、滿州名物の馬賊を討伐し之を剿滅するが如きは、到底彼等に望むを得ない。更に又同地方の不良朝鮮人は酒食の資を得んが爲めに、名を獨立運動に藉りて——實際祖國の獨立回復の爲めに奮闘する愛國者もあるが、此種の者は寧ろ少數であるさうである——朝鮮人に對し軍資糧食を強要し、之に應せざるときは、掠奪破壊を逞ふし、殘忍なる行爲を取てするが、此の危害に對して朝鮮人を保護する威力を有たないのである。然らずとするも、不良朝鮮人は賄賂並に其他の方法によつて支那官憲の歡心を得るに努め、場合によつては支那官憲が朝鮮獨立運動に同情するからでもあるが、獨立黨を名乗る不良朝鮮人を不問に附する傾向がないでもない。従つて不良朝鮮人は跋扈跳梁を逞ふし、朝鮮人の生命財産の安全がないから、我が官憲の保護を望むこと切なるものがあ

る。

關東州及び滿鐵附屬地に於ては我が守備隊もあり、警察官もあつて、朝鮮人の保護は内地人同様十分に行届くけれども、其れ以外の滿州に在る我が警察官は、警視以下巡補に至るまでを合して僅々七百有餘人に過ぎないのである。此の微力なる警察力に對して、南北滿州の曠野に散在する八十萬の朝鮮人の保護を望むことは、謂はゆる出來ない相談であると云はねばならぬ。さりとて、完全なる保護を行ふに必要なだけの警察官を派遣することは我が財政の到底許さうところであらう。

それのみではない。我が警察官を滿州の奥地に派遣することは支那人が國權侵害として反對するところであつて、ヴェルサイユ講和會議に於ては、支那全權は在支列國駐屯軍と共に我が在滿警察官の撤退を、國權回復に關する國民的希望の一に數へたのであつた。華府會議に於ても、支那の明白なる承諾なくして同國領土内にある外國警察官の撤退を再び問題としたやうな次第であるから、我が在滿警察官の數を今日以上に増加することは、日支親善を重んずる限り、不可能事に屬すると云はねばならぬ。

次に金融教育救療の施設を普及完備することに就いては、何人も夙に其の必要を痛感し、最近朝鮮總督府は、此の三種の目的の爲めに補助費として一箇年約七拾萬圓を支出するさうである。

けれども、右の三大事業に對しては餘りに輕少なる此の補助費を以てしては、到底太した效果を望むことを得ないのは當然であるが、場合によつては豫期した效果すら收むることが出來ないやうな次第である。

抑も在滿朝鮮人は水田の耕作に従事する者が多數であるが、彼等は殆んどドン底生活といふべき極めて貧弱なる生活を營み、粒々辛苦して取入れた收穫の大部分は、支那人たる地主や高利貸やに奪はれ、僅かに剩し得たるところを以て、漸く春三月頃まで凌ぎ、それより收穫時期即ち秋九月までは再び年十割時としては二十割の驚くべき高利を拂ふて小額の金を借入れ年中苦しんでゐるのであるから、其の生活状態の悲惨なること推して知るべしである。是に於て朝鮮人の保護を目的として、低利なる農業資金を供給する金融機關を設ける必要は痛切であるのであるが、今朝鮮人の組織する金融組合は少くないけれども、多くは營業状態不良であつて、其中で業績優良なるものは、官憲の德憑後援によつて成れる安東の金融會と間島朝鮮人民會附屬の金融部位のものである。そして此等金融機關に援助を與へ、朝鮮人の農業上に於ける發展を助成するを目的として生れた筈であつて、朝鮮總督府より一箇年參拾萬圓の補助金を受けつゝある東亞勸業株式會社の如き、東部内蒙古地方に於ける水田の買収に資本を固定した結果、朝鮮人の組織する金融組合の親機關たる任務を全ふするを得ざるの窮狀に陥つてゐるさうである。奉天の協濟公司の如

きも亦失敗して、是亦目下行詰りの状態にあると云はれてゐる。

朝鮮人の教育機關として、長春、鐵嶺、奉天、撫順、安東等滿鐵沿線の都會に、朝鮮總督府及び滿鐵より補助金を受くる普通學校即ち尋常小學校がある。朝鮮總督府は此外奥地に在る多數の書室にも補助金を與へてゐるが、此等の學校も書室も孰れも設備甚だ不完全であるさうである。

滿鐵が其の鐵道附屬地に居住する支那人子弟の教育の爲めに巨額の支出をなしつつあるに、帝國臣民たる在滿朝鮮人の爲めに朝鮮總督府の費すところ僅かに年額拾數萬圓に過ぎず、支那人に厚くして朝鮮人に薄きことは、朝鮮人が屢次不平の聲を發する所以である。

朝鮮人救療の施設は朝鮮人の頗る徳とするところであるけれども、朝鮮總督府は補助として年額貳拾萬圓を支出するに過ぎぬから、遺憾ながら不完全を免れぬ。

三

上述する通り、在滿朝鮮人を保護し、其の農業上に於ける發展を助長し、生活の安定を與ふることを目的とする施設は、孰れも不完全不徹底なることを免れぬ。朝鮮人の福祉増進の爲めには、此等施設に大に改善を加へ、充實を圖らねばならぬが、之には巨額の經費を要し、朝鮮總督府、外務省、關東廳、滿鐵等の財政の許さぬところであらう。假りに、朝鮮人問題に最も關係の深い朝鮮總督府に財政上餘裕があるとするれば、之を滿州奥地の朝鮮人保護の爲めに費すよりも、

寧ろ朝鮮に於ける學校の増設、救療機關の擴張、産業の開發等の資に充て、一視同仁を目的とする新政の趣旨の徹底を期すべきであらう。然し、私は或る論者の如く、在滿朝鮮人に對する保護を一切撤廢すべしといふのではない。更に又必ずしも保護を加ふるは滿鐵沿線に居住する者に限るべしといふでもない。けれども、今日以上大に在滿朝鮮人に對する保護の施設を擴張することは、朝鮮總督府の現在の財政狀態に鑑みて不可能であると考へるから、せめては、現在の經費を以て、金融、教育、救療の施設を出來得る限り有効にし、依て以て朝鮮人をして其の利用の爲めに自ら集團的生活を爲すに至らしめ、馬賊、不良朝鮮人の危害に對する警察の保護を今日以上に行はれるやうにしたじものであると考へるのである。斯く云へばとて、私は現狀に満足して可なりといふのでは決してない。在滿朝鮮人の安寧幸福の進捗の爲めに爲さねばならぬし、且つ財政問題に關係なく爲し得ることが色々あると思ふが、左に其の重要な二三點につきて卑見を述べてみたい。

四

今日在滿朝鮮人に對する施設の衝に當る機關が四つあつて、多頭政治の弊あるを免れぬ。例を舉げて云へば、教育には朝鮮總督府と滿鐵とが關係し、警察官には外務省に屬する者と關東廳に屬する者とがあり、金融施設に後援を與ふるものには朝鮮總督府もあれば外務省もある。在滿朝

鮮人問題に關して會議を開くときは、朝鮮總督府外務省關東廳滿鐵の代表者が出席するやうな次第であるから、船頭多くして船を山に乗せ上げる虞がある。四頭政治の行はるゝが爲め、自然對朝鮮人政策に關して統一を缺き、對內的にも對外的にも不利が少くない。大に改善を加ふる餘地があると思ふ。

第二は在滿朝鮮人の歸化に關する問題である。現在のところ、我が在滿警察官は至つて手不足の爲め、到底與地に在る朝鮮人を保護する力がないが、さりごとて、上述する通り、大に警察官の數を増加し、完全なる保護を加へることは不可能事であるから、朝鮮人の保護は支那官憲に委ねばならぬ。けれども、朝鮮人は我國の保護を仰ぐことが出來ぬ上に、日本人たるの故を以て滿州に於て、土地所有を始め農業を營むに必要な權利を享有することが出來ず、不安なる生活を營めば、其の結果不良朝鮮人の仲間入をする者が輩出することになりはすまいか。私は在滿朝鮮人一般の安寧幸福の爲めに、一部朝鮮人の希望するが如く、支那に歸化し、我が國籍を喪失することを認めることには如何うかと思ふ。もつとも、朝鮮人が支那に歸化して支那國民となる曉、彼等の生命財産に對する支那官憲の保護は頼むに足らぬから、歸化する者は蓋し極めて少數であらうと云ふ者もある。けれども、歸化すれば、支那官憲の保護は日本人たる今日以上に行はれるであらうし、生活の安定に必要な上記の權利も享有し得るのであるから、必ずしも論者の

云ふが如くではないと考へる。一步を譲り、論者の云ふ通り極めて少數であるにしても、それでは良いではないか。私は兎に角朝鮮人の爲めに生活の安定を得る途を開いて置きたいものであると考へる。我が官憲の中には、朝鮮人に歸化による國籍喪失を認むる時は、恐らく不良鮮人が之を利用し、獨立運動の取締上不利不便を感ずること多々であらうと云ふ者もあるけれども、此の利益よりも、歸化によつて在滿朝鮮人に生活の安定を與へ、獨立運動の氣勢を衰へしむる利益の方が遙かに大きくはあるまいか。

最後に論じたいのは南滿州に於ける土地商租問題の解決である。多數の朝鮮人は支那人が久しく遺棄して顧みなかつた、滿州に於ける河川附近の卑濕の地を開拓し、米作に従事しつゝあつたのであるが、彼等は甚だ不確實なる事情の下に小作するに過ぎぬから、地主たる支那人は近年水田耕作の有利なるを知るに及び、朝鮮人を放逐して土地を取上げることが少くない。そこで朝鮮人は生活の安定を失ひ、其の窮狀甚だ憐むべきものがあるのであるが、彼等をして安んじて其業に従事せしむるには、土地商租權を確立することが一策であると思はれる。

抑も大正四年五月日支交渉の結果成立せる南滿州及び東部内蒙古に關する條約第二條により「日本國臣民ハ南滿州ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スル爲ニ必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得」其の第三條により「日本國臣民ハ南滿州ニ於テ自由ニ居住往來シ各種

ノ商工業其他ノ業務ニ從事スルコトヲ得」ることになつた。然るところ、當時支那官憲は五月七日の最後通牒によつて據なく我が政府の要求を應諾したのであつて、謂はゆる脅迫によつて成れる屈辱的條約であるから、出来るだけ其の實行を阻礙し、其の目的を滅却せんとして、條約締結後間もなく、我が政府に無交渉で「商租地畝須知」を頒布し、且つ奉天省瀋陽縣等に於ては大正十年十二月に至り不當且苛酷なる「商租納課條例」なるものを發布した。我が政府は勿論此等支那官憲が勝手に作つた商租に關する規則を承認せず、商租施行細則を協定せんとして交渉を試みたけれども、支那官憲は何かかどか口實を設けて之に應ぜず、今日尙未解決の状態に在るのである。

今日日支兩國人間に商租契約が實際行はれてゐるけれども、多くは支那官憲に對して何等の手續きもしない。たゞ商租の目的たる土地所在地方の帝國領事館に於て契約の認證を得るのみに止めてゐるのであるが、是は全く應急的の處置に過ぎぬ。是非とも近き將來に於て商租問題を日支兩國間に根本的に解決せねばならぬのである。然らずんば、滿州に在る内地人を始め朝鮮人は、折角大正四年の日支條約によりて得たる商租權を利用することが出来ぬから、滿州の開發の如きは云ふべくして行ふべからず、米國に劣らぬ極東の大寶庫をたゞ指を銜へて眺めるばかりであらう。

支那官憲をして商租問題の解決に同意せしめ、日本人に有利なる商租施行細則を協定せしむるには、たゞ正面から大正四年の日支條約の履行を迫るのみでは駄目である。支那官憲自身には排日思想がなく、大正四年の日支條約を忠實に履行するの誠意があるとしても、彼等は國權回復を叫ぶ輿論の力を無視することは出来ぬ。我國の要求を容れるには、何か交換条件を持ち出して輿論を緩和するの策がなければならぬ。他方我國としても、大正四年の日支條約中の商租に關する規定には非常に大なる缺陷があるから、無条件で之に關する我國の主張を容認せしむることは困難であらうから、交換条件として滿州に於ける領事裁判權の撤廢を提議しては如何うであらう（東部内蒙古に於ては、大正四年の日支條約第四條により日本人は支那人と合辨により農業及附隨工業を經營する權利を得たのであるが、此の合辨事業も南滿州に於ける商租同様未だ實行することが出来ぬ状態にあつて、此の問題の解決の爲めには東部内蒙古に於ける領事裁判權撤廢が矢張問題となるのであるけれども、之は在滿朝鮮人には實際上殆んど全く關係のないことであるから、茲に論ずることを避ける）。此事に就ては、私は先般東京の報知新聞紙上に於て可なり詳細に論じたから、茲には簡短に卑見の一端を述べることにした。

五

支那に於ける國權回復運動は由來するところ久しいが、同じく歐米諸國の爲め國權を蹂躪せら

れ、其の回復の爲めに多年惡戰苦闘した吾々日本人は、支那人の此の運動に對して決して冷淡でなかつた。領事裁判權撤廢に關しては、明治三十六年十月の追加日支通商航海條約第十一條を以て

清國政府ハ其ノ司法制度ヲ改正シテ日本國及西洋各國ノ制度ニ適合セシムルコトヲ熱望スルヲ以テ日本國ハ右改正ニ對シ一切ノ援助ヲ與フヘキコトヲ約シ且清國法律ノ狀態其ノ施行ノ設備及其他ノ要件ニシテ日本國カ満足ヲ表スルトキハ其ノ治外法權ヲ撤廢スルニ躊躇セサルヘシと聲明し、大正四年の日支條約を以て、更に南滿州に關して領事裁判權の撤廢を約した。蓋し同條約第二條及び第三條によつて、日本人が南滿州に於て内地雜居をなし、各種の商工業及び其他の業務に従事することを得、且つ商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲めに必要なる土地を商租し得るにも拘はらず、南滿州に於て支那の警察權や裁判權に服せぬことは、支那に取つて甚だ不利であつて、支那人の忍ぶ能はざるところであらう。そこで、同條約第五條により、日本人は支那の警察權に服し、民刑訴訟は日本人が被告たる場合には日本領事館に於て、支那人が被告たる場合には支那官憲に於て之を審判することとし、土地に關する日支兩國民間に於ける民事訴訟は、支那の法律及び地方慣習によりて共同に審判せしめ、將來南滿州に司法制度が完全に改良せらるゝ時は、日本人に關する一切の民刑訴訟は完全に支那の裁判權に服すべきもの

としたのである。従つて我國に取つては、領事裁判權の撤廢は決して新しい問題ではなく、たゞ既に支那に約するところを何時實行するかの問題に過ぎぬのである。

惟ふに支那の國權回復運動は年を追ふて熾盛になつた。ヴェルサイユ講和會議に於ては、支那全權は領事裁判權の撤廢を七箇條より成る國民的希望の一に數へ、華府會議にも同種の希望を提出した。今次の内亂勃發前、謂はゆる對等條約である露支協定の締結に刺激せられて、反帝國主義的運動大聯盟が成立し、不對等條約廢棄の叫びが發せられた。内亂の爲め目下此の運動は中止となつてゐるけれども、亂治まる曉には再燃するであらう。領事裁判權の撤廢は正當の要求であり、且早晚實行せねばならぬものである以上、我國は例によつて例の如く、實際列國に追従して、特權拋棄に對し何等支那人の感謝を贏ち得ぬことは迂愚極まつたことであると云はねばならぬ。若し領事裁判權撤廢が商租問題解決の手段となり、日本人の南滿州に於ける經濟的發展の第一要件たる大正四年の日支條約第二條及び第三條に規定する權利を活かす方便となる見込があるならば、交換條件として之を提議しては如何うであらう。

或は南滿州の司法制度の現情は即時撤廢を許さぬとして之に反對する者もあらうけれども——在滿内地人の中には、現在の奉天省に於ける法律司法制度は頗る整ひ、支那全國中他に其比を見ざる程充實し進歩してゐると云ふ者もある——或る短き期間を定め其間支那官憲をして法律司法

制度の改善に努めしめ、我國も極力之を援助して、然る後實行することにしては如何。斯くしたからとて尙完全を期し難いではあらうけれども、大正四年の日支條約第二條及び第三條の規定が一日も早く實行せられ、日本人が南滿州に於て内地雜居をなし、土地商租權を利用し得るには、支那の裁判權に服するによつて生ずべき多少の不利位は忍ばねばならぬ。南滿州に在る内地人多數は、彼等の經濟的發展の爲めに恐らく異議を唱へないであらう。朝鮮人に至つては、間島に關する明治四十二年の日支條約第四條により、圖們江北地方雜居區域内墾地居住の者は支那の法權に服従し、支那地方官の管轄裁判に歸し、支那官憲によつて支那人と同様に待遇せらるゝことになつてゐるのであるから、南滿州に於て内地雜居を許され、支那人と軒を並べて農業を營むにも拘はらず、隣人たる支那人と全く別種の待遇を受くるが如きことは、蓋し彼等の要求するところではあるまい。

終に臨み繰返して云ふ。在滿朝鮮人をして不良朝鮮人の誘惑に迷はしめず、善良なる日本帝國臣民たらしむるには、彼等に生活の安定を與ふることが急務である。そして生活の安定を與ふる一の有力なる手段は、彼等をして南滿州に於て土地を商租し、安全に農業に従事せしむることにあるのである。